

# 行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)

行政相談制度は、役所の仕事(国、特殊法人、県や市町村の仕事)について、「苦情がある」「説明や措置に納得できない」「どこに相談してよいか分からない」、「制度や仕組みが分からない」といった苦情や要望を受け付け、公平・中立の立場から、その解決の促進などを図る制度です。

## ◆米子合同行政相談所の開設

鳥取行政評価事務所では、次の日程で米子合同行政相談所を開設します。当日は各行政機関などが直接相談に応じるほか、弁護士、司法書士による法律相談もあります。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

### 【米子合同行政相談所】

- 日時 10月17日(月) 13時～16時
- 場所 米子市文化ホール

## ◆委員による相談所

大山町では3人の行政相談委員さん(総務大臣が委嘱)により、毎月1回各地区を会場に相談所を開いています。10月の相談所は次のとおりです。

| 開設日    | 場所                              | 開設時間       | 行政相談委員                 |
|--------|---------------------------------|------------|------------------------|
| 5日(水)  | 名和公民館                           | 9時30分～12時  | 松岡久美子さん                |
| 12日(水) | 大山公民館                           | 13時30分～16時 | 大塚典子さん<br>(人権擁護委員さん合同) |
| 17日(月) | 福祉センターなかやま                      | 9時30分～12時  | 西川昌康さん<br>(民生委員さん合同)   |
| 29日(土) | 中山農業者トレーニングセンター<br>(大山町総合文化祭会場) | 10時00分～16時 | 行政相談委員3名による<br>合同相談会   |

10月1日は

## 「浄化槽の日」です

「浄化槽の日」は、昭和60年10月1日に「浄化槽法」が全面施行されたのを記念して設けられました。

家庭から出る生活雑排水は、河川の水質汚濁の原因となります。「合併処理浄化槽」は便所汚水と台所汚水等の生活雑排水を併せて処理する機能を持っています。

便所汚水処理だけの単独浄化槽や、これから浄化槽の設置を検討しておられるご家庭・事業所等は、合併処理浄化槽への転換または設置をお願いします。

## 適正な維持管理と法定検査の受検

浄化槽は、きちんと管理されなければ、機能が低下しますので、浄化槽法によって定められた次の作業を行ってください。

### 【保守点検】

機械の点検・修理・消毒剤の補充をします。  
年に3回から4回以上。

### 【清掃】

浄化槽の中にたまった汚泥を抜きとります。  
年に1回以上。

### 【記録の保存】

保守点検・清掃時に業者から渡される「保守点検記録票」、「清掃記録票」は、3年間保存してください。法定検査時に必要です。

### 【法定検査】

浄化槽を水質・外観・書類により検査します。

最初の検査は使い始めて3か月を経過した日から5か月内に1回。その後は毎年1回です。

## 浄化槽設置への助成

公共下水道・農業集落排水事業の整備区域外に合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助します。

### 【放流水の水質基準】

浄化槽を設置した場合の放流水の水質基準は、BOD10mg/l以下です。

### 【補助対象・補助金額】

補助対象区域内において、住宅・事務所・事業所等の建物に浄化槽を設置する場合が

汲み取りまたは単独浄化槽からの転換の場合

|       |        |
|-------|--------|
| 5人槽   | 44万1千円 |
| 6～7人槽 | 55万2千円 |
| 8人槽以上 | 74万7千円 |

新築の場合

|       |        |
|-------|--------|
| 5人槽   | 32万3千円 |
| 6～7人槽 | 40万4千円 |
| 8人槽以上 | 54万8千円 |

対象となり、補助金額の上限は右記のとおりです。

## ◆問い合わせ先

水道課

☎0859・54・5204